

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2003-154051(P2003-154051A)

【公開日】平成15年5月27日(2003.5.27)

【出願番号】特願2001-356978(P2001-356978)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 5/04

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月10日(2004.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体と前面扉との間に設けられたヒンジを介して前記前面扉を前記本体に開閉可能に支持する遊技機であって、

前記前面扉の開口周縁の少なくとも一部に設けられた扉側被覆部材と、

前記本体の開口周縁の少なくとも一部に設けられた本体側被覆部材とを備え、

前記前面扉を閉じると、前記本体側被覆部材と前記扉側被覆部材とが重なり合って前記本体と前記前面扉との隙間を覆う

遊技機。

【請求項2】

前記前面扉を閉じると、前記本体側被覆部材と前記扉側被覆部材とが重なり合って前記本体と前記前面扉との隙間を覆うと共に、前記扉側被覆部材の上端及び下端が前記本体の上面内部及び下面内部にそれぞれ近接するように入り込む、請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記ヒンジは、前記前面扉を閉じたときに該前面扉の内部に収納される位置に設けられ、前記本体は、前記ヒンジの周りを前記前面扉が回転したときに前記前面扉と干渉するのを防止する干渉防止部を有する、請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記本体側被覆部材は、前記前面扉を開いたときに該前面扉の外周枠と係止して開放角度を制限する開放制限部を有し、該開放制限部は、前記本体から前記前面扉へ延び出す方向に対して前記開放角度に応じた角度を有している、請求項1～3のいずれかに記載の遊技機。

【請求項5】

前記ヒンジは、前記本体と前記前面扉とがヒンジ軸方向に沿って相対移動するのを防止する抜け防止部を有する、請求項1～4のいずれかに記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0011】**

手段5. 前記ヒンジは、前記前面扉を閉じたときに該前面扉の内部に収納される位置に設けられ、前記本体は、前記ヒンジの周りを前記前面扉が回転したときに前記前面扉と干渉するのを防止する干渉防止部を有する手段1～4のいずれかに記載の遊技機。こうすれば、前面扉を閉じたときに外観上ヒンジが見えないため見栄えがよいし、干渉防止部の存在により前面扉の開閉に支障が生じることはない。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0025****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0025】**

前面扉12を閉じた状態では、本体側被覆部材101の被覆面103と扉側被覆部材121の被覆面123とが重なり合うことにより、本体11と前面扉12との隙間dを塞いでいる。このため、この隙間dから異物を挿入することは困難である。また、前面扉12を閉じた状態では、扉側被覆部材121の被覆面123の上端は本体11の上面内部つまり天井面108と近接するように、また、扉側被覆部材121の被覆面123の下端は本体11の下面内部つまり底面109と近接するように入り込む。このため、閉じた状態の前面扉12をヒンジ軸111, 112から外そうとしても、扉側被覆部材121の被覆面123の上端が本体11の天井面108に当たったり被覆面123の下端が本体11の底面109に当たったりして、前面扉12をヒンジ軸111, 112から外すことができない。更に、前面扉12を閉じた状態では、ヒンジ(ヒンジ軸111, 112と中空円筒部106, 107と水平段部124, 125)は前面扉12の内部に収納されているため、前面扉12を開こうとすると、前面扉12の外周枠の端部126はヒンジ軸111, 112を中心として円弧(図6における二点鎖線参照)を描くことになるが、その際に本体11との干渉を避けるべく本体11の左側面の前端に段差116が設けられ、本体11の天板及び底板には円弧状の切欠117(底板側の切欠は図示せず)が設けられている。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0029****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0029】**

更に、前面扉12を閉じたときに外観上ヒンジが見えないため見栄えがよいし、干渉防止部としての段差部116及び切欠117の存在により前面扉12の開閉に支障が生じることはない。